

新法令《动产抵押登记办法（修订）》解读

为配合《物权法》的实施，国家工商行政管理总局（以下简称“工商总局”）于 2007 年颁布了《动产抵押登记办法》（以下简称“旧《办法》”）。

旧《办法》颁布后，各地工商登记部门对动产抵押登记的标准把握也并不一致，一定程度上影响了该办法的实施。基于此，工商总局于 2016 年 07 月 05 日颁布了第 88 号令，对《动产抵押登记办法》进行修订（以下简称“新《办法》”），自 2016 年 09 月 01 日起施行。新《办法》的修订主要体现在以下几方面：

1. 明确抵押物登记范围

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 以现有的及将有的生产设备、原材料、半成品、产品抵押（即浮动动产）进行动产抵押。
修改后	<ul style="list-style-type: none"> 将《物权法》第 180 条第 1 款第 4 项规定的“生产设备、原材料、半成品、产品”（即固定动产）以及第 181 条规定的“现有的以及将有的生产设备、原材料、半成品、产品”（即浮动动产）均纳入动产抵押的范围之内。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 根据《物权法》规定，对于浮动动产和固定动产均可以设定抵押。但是，由于旧《办法》沿用了《物权法》对于浮动动产抵押的表述，导致部分工商登记部门对固定动产抵押不予受理。修改后，很大程度上解决了适用不一致的问题。

2. 统一登记部门

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 《担保法》和《物权法》规定的动产抵押登记机关不一致：根据《担保法》规定，企业的设备和其他动产抵押，登记部门是财产所在地工商登记部门；《物权法》则规定，浮动抵押登记的登记部门是抵押人住所地工商登记部门。
修改后	<ul style="list-style-type: none"> 统一为抵押人住所地的工商登记部门（包括市场监督管理部门）。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 既方便了办理动产抵押手续，也解决了不同工商登记部门适用不一致的问题。

新法令「動産抵当権設定登記弁法(改正)」を読み解く

「物権法」の実施に歩調を合わせるべく、国家工商行政管理総局（以下、「工商総局」という）は 2007 年に「動産抵当権設定登記弁法」（以下、「旧『弁法』」という）を公布した。

旧「弁法」公布後、各地の工商登記部門において、動産抵当権設定登記の基準に対する匙加減が一致しておらず、ある程度では、同弁法の実施に影響を与えた。このため、工商総局は 2016 年 7 月 5 日に第 88 号令を公布し、「動産抵当権設定登記弁法」について改正を行い（以下、「新『弁法』」という）、2016 年 9 月 1 日から施行されるとなった。新「弁法」の改正は、主として以下の方面に表れる。

1. 抵当物登記範囲の明確化

改正前	<ul style="list-style-type: none"> 現有の及び将来所有する予定の生産設備、原材料、半製品、製品（即ち、浮動動産）に抵当権を設定することにより、動産抵当権設定を行う。
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 「物権法」第 180 条第 1 項第 4 号規定の「生産設備、原材料、半製品、製品」（即ち、固定動産）及び第 181 条規定の「現有の及び将来所有する予定の生産設備、原材料、半製品、製品」（即ち、浮動動産）のいずれも動産抵当権設定の範囲に組み入れられる。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 「物権法」規定に基づき、浮動動産及び固定動産のいずれにも抵当権を設定することができる。但し、旧「弁法」では「物権法」の浮動動産抵当権設定に係る表現を踏襲したため、一部の工商登記部門では、固定動産抵当権設定を受理しないことになっていた。改正後、適用の不一致による問題はほぼ解決されている。

2. 登記部門の統一

改正前	<ul style="list-style-type: none"> 「担保法」及び「物権法」規定の動産抵当権設定登記機関が一致していなかった。「担保法」規定に基づき、企業の設備及びその他の動産に抵当権を設定する場合には、その登記を扱う部門は財産所在地の工商登記部門とする。一方、「物権法」の規定によると、浮動抵当権を設定する場合には、その登記を扱う部門は抵当権設定者の住所地の工商登記部門とする。
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 抵当権設定者の住所地の工商登記部門（市场监督管理部門を含む）に統一させた。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 動産抵当権設定手続きの取扱いに便宜を図るとともに、異なる工商登記部門における適用の不一致による問題も解決されている。

3. 放宽申请人范围

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 抵押合同双方当事人或者双方委托的代理人可以到工商登记部门办理抵押程序。
修改后	<ul style="list-style-type: none"> 抵押登记申请人可以是合同一方作为代表，也可以由合同双方共同委托代理人到工商登记部门办理。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 为防止抵押人权益受到损害，旧《办法》严格要求必须合同双方到场或共同委托代理人才能办理抵押登记，但这给登记带来了一定障碍。新《办法》采用单方申请主义，相对比较便捷。

4. 简化登记手续

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 委托代理人办理登记手续的，应当在登记时提交授权委托书。 对于变更或注销抵押登记，需要提交原《动产抵押登记书》。
修改后	<ul style="list-style-type: none"> 委托代理人办理登记手续，不需要单独提交授权委托书。在《动产抵押登记书》中列明共同委托代理人姓名及联系方式等即可。 变更或注销抵押登记，不用再提交原《动产抵押登记书》。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 不用另外提交授权委托书，减少实践中部分工商登记部门因授权委托书格式等问题拒绝受理申请的情形； 减少变更或注销时的申请文件，有助于提高办事效率。

5. 新增电子化抵押信息查询

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 有关单位和个人可以持合法身份证明文件到工商登记部门现场查询。
修改后	<ul style="list-style-type: none"> 有关单位和个人可以登录工商登记部门的公示系统查询有关动产抵押登记信息，也可以持合法身份证明文件到工商登记部门现场查询。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 对企业来说，通过公示系统查询，增强了信息查询的便捷性，节省了企业成本。

6. 新增抵押信息更正程序

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 无。
-----	------------------------------------------------------

3. 申請者範圍的緩和

改正前	<ul style="list-style-type: none"> 抵当権設定契約の双方当事者又は双方が委託する代理人は、工商登記部門において抵当権設定の手続きを行うことができる。
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 契約の一方当事者の代理人、又は契約双方当事者の共同委託代理人は、抵当権設定登記の申請者として工商登記部門にて手続きを行うことができる。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 抵当権設定者の権益が損なわれることを防ぐために、旧「弁法」では、契約の双方当事者が現場に立ち会い、又は共同で代理人を委託してから始めて抵当権設定登記を行うことができると厳格に要求している。しかしながら、この規定は登記に支障をきたしている場合がある。新「弁法」は単独申請主義を採用することで、相対的に便利・迅速になる。

4. 登記手続きの簡素化

改正前	<ul style="list-style-type: none"> 委託代理人が登記手続きを行う場合、登記する時に授權委託書を提出しなければならない。 抵当権設定の変更又は抹消登記を行う場合、元の「動産抵当権設定登記書」を提出する必要がある。
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 委託代理人が登記手続きを行う場合、授權委託書を単独で提出する必要がない。「動産抵当権設定登記書」において共同委託代理人の氏名、連絡先などを明記すればよい。 抵当権設定の変更又は抹消登記を行う場合、元の「動産抵当権設定登記書」を提出する必要がなくなる。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 授權委託書を別途提出する必要がなくなり、実践において一部の工商登記部門が授權委託書書式などの問題により申請の受理を拒否する状況を減少させる。 変更又は抹消を行う時の申請書類を減らすことで、事務処理の効率を向上させることができる。

5. 電子化抵当権設定情報照会の新規追加

改正前	<ul style="list-style-type: none"> 関連組織及び個人は、適法な本人証明書を持参して、工商登記部門へ現場照会することができる。
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 関連組織及び個人は、工商登記部門の公示システムにアクセスして動産抵当権設定登記に関する情報を照会することができ、適法な本人証明書を持参して、工商登記部門へ現場照会することもできる。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 企業としては、公示システムを通じて照会することにより、情報照会の利便性を高め、企業のコストを軽減する。

6. 抵当権設定情報訂正手順の新規追加

改正前	<ul style="list-style-type: none"> なし。
-----	-------------------------------------------------------

修改后	<ul style="list-style-type: none"> 依申请，工商登记部门可以根据法院、仲裁委员会、人民政府的法律文书对相关登记信息进行变更或撤销。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 对于利害关系人而言（例如，抵押物的实际所有人），可以凭借生效文书独立办理抵押登记的变更或撤销。

改正後	<ul style="list-style-type: none"> 申請に応じて、工商登記部門は裁判所、仲裁委員会、人民政府の法律文書に基づき、係る登記情報の変更又は抹消を行うことができる。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者（例えば、抵当物の実際所有者）としては、発効した文書をもって、抵当権設定登記の変更又は抹消を単独で行うことができる。

总结

新《办法》的出台细化并统一了部分工商登记部门不一致的操作规定，简化了登记手续，通过系统进行公示，既方便了企业办理动产抵押登记手续，也方便了第三人进行查询。

不过，新《办法》仍有一定局限性。例如，新《办法》并未就抵押权人是境外主体的情况需要提供哪些材料等进行明确约定。此外，新《办法》从生效到地方工商登记部门全面实施还需要一定的过渡时间。建议企业在实际办理登记手续之前，与工商登记部门提前沟通、确认。

（里兆律师事务所 2016 年 09 月 18 日编写）

まとめ

新「弁法」の公布に伴い、一部の工商登記部門における異なる取扱規定を細分化し、且つ統一し、登記手続きを簡素化することとなり、システムを通じて公示を行うことにより、企業の動産抵当権設定登記手続きの便宜を図るとともに、第三者による照会の利便化にもつながると思われる。

但し、新「弁法」には依然として一定の限定性が存在している。例えば、新「弁法」では、抵当権者が国外主体である場合にはどのような資料を提出する必要があるかについて明確に規定していない。また、新「弁法」の発効から地方工商登記部門における全面的な実施までは、一定の移行期間が必要である。企業が実際に登記手続きを行う前に、事前に工商登記部門へ問い合わせを行い、確認しておくことが望ましい。

（里兆法律事務所が 2016 年 9 月 18 日付で作成）